

# 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

## 1 改正の概要について

災害救助法（以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び災害救助法施行規則に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（以下「細則」という。）を定めています。

この度の細則の改正は、令和3年5月20日付けで改正法が施行され、災害が発生するおそれがある段階における法による救助が可能になったことに伴う改正を行うものです。

また、令第3条及び第5条の規定により、内閣総理大臣が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」（以下「実費弁償の基準」という。）に従い、細則において救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定めているところですが、令和3年5月20日付け及び6月18日付け官報にて実費弁償の基準の一部が改正されたことから、細則の該当部分について、併せて改正を行うものです。

さらに、押印見直し方針に伴う様式の改正等を行います。

## 2 主な改正（案）の内容

### (1) 法・実費弁償の基準の改正に伴う改正

#### ア 細則第2条の削除

法第2条第3項に公示に関する規定が整備されたため、細則第2条を削除します。

#### イ 細則第4条第2項の新設

災害が発生するおそれがある段階における法による救助が可能になったことに伴い、法第2条第2項本文の規定による告示があった後、当該市町村の区域内の者が災害により被害を受けるおそれがあり、現に法による救助を行う必要があると認める場合における市町村の長からの報告規定を新設します。

#### ウ 細則別表第1の改正

実費弁償の基準に従い、避難所の供与、被災した住宅の応急修理及び救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を改正します。

### (2) 押印見直し方針に伴う改正

#### ア 細則第8条の改正

押印見直しに伴い細則第8条中「署名押印して」を「署名して」に改めます。

#### イ 細則別記様式の改正

押印を求めている様式について、「㊟」を削ります（15様式中9様式が該当）。

### (3) その他の改正

細則第5条第1項中「行なう」を「行う」に改めます。

細則第15条第2項中「救助協力台帳」を「救助協力者台帳」に改めます。

細則別記第14号様式中「および」を「及び」に改めます。

細則別記第3号様式中「千葉県知事 氏名 ㊟」を追加します。

細則別記第7号様式の裏面中「第31条」を「第32条」に改めます。

## 3 施行について

- (1) 細則第2条の改正規定、第4条の改正規定（同条に1項を加える部分を除く。）並びに第5条第1項、別表第1及び別記第7号様式公用令書の裏面の改正規定は、公布の日から施行します。
- (2) (1)以外は公布後に施行します。

## 4 適用について

改正後の細則別表第1の1及び12の規定は令和3年5月20日から、同表の6の規定は同年6月18日から適用します。